

審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名 : 道路交通法 (5-27)
根 拠 条 項 : 第107条の7第3項
処 分 の 概 要 : 国外運転免許証の交付
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法第107条の7第1項及び第2項 (国外運転免許証の交付) 道路交通法施行規則第37条の8 (国外運転免許証の交付)、第37条の9 (国外運転免許証交付申請書)、第37条の10 (国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定)
審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間 : 1日
申 請 先 : 交通部運転免許本部運転免許課
問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000
備 考 :